

南種子町立平山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

平成18年度以降の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義
いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。

鹿児島県教育委員会発行「いじめ対策必携」より抜粋

上記の考え方のもと、いじめについては、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

なお、以下のポイントをいじめ防止の基本姿勢としたい。

- (1) 「いじめは人間として絶対に許さない」「いじめを見過ごさない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- (2) 全教育活動を通して、児童の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめの早期発見のために、児童の発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めたりする。
- (5) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (6) いじめが発生した場合、学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人に、お互いがよさを認め合い、集団の一員として協力し合える人間関係を育むための教育活動の充実に学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。また、命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、思いやりの心や自他の生命を尊重する態度を育てるとともに、児童が「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつように指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気醸成する。
 - ① 心の教育の日
毎年1回、全ての学級で道徳の授業（命、いじめ等に関する内容）を行い、保護者や地域の方々と心の教育について考える。
 - ② いじめ問題を考える週間
毎学期はじめに「いじめ問題を考える週間」を位置づけ、アンケート調査、標語作成、職員による講話等を実施する。
 - ③ 体験を通した心豊かな子どもの育成
家庭と連携した親子読書、気持ちのよいあいさつや思いやりの気持ちをもった正しい言葉づかい、指摘や意見を素直に受け止め改めようとする態度の育成に取り組む。

- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・ 縦割り班（異学年交流）活動の充実
 - ・ 児童の自発的な活動を支える特別活動の充実
 - ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
朝活動や学級活動・児童集会等で自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
 - ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動
友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。

- 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組
 - (1) いじめの早期発見のために
 - ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
※「学校におけるいじめられている子どもの出すサイン」の一覧参照
 - ② おかしいと感じた児童がいる場合には、連絡会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ④ 「いじめに関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握するとともに、児童の思いを十分に受け止め、全職員で共有する。
 - ⑤ 計画的な教育相談やチャンス相談の充実を図る。相談窓口を児童に周知する。
 - ⑥ 「家庭におけるいじめられている子どもの出すサイン」の一覧を家庭に配付し、家庭と協力して早期発見に努める。

 - (2) いじめの早期解決のために
 - ① いじめ問題を発見したときには、認知した職員だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、児童や保

護者の声に対して誠実に向き合うとともに、迅速かつ的確に対応する。

- ③ 周りではやし立てる子どもや傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを理解させる。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。場合によっては、警察等の協力や出席停止措置を講じる。
- ⑤ 関係する児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を取りながら、問題の改善・解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が発生した場合、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 24時間電話相談「かごしま教育ホットライン24」の周知を図るとともに、相談窓口の利用を推進する。

4 ネット上のいじめへの対応

必要となる基本的な対応はいじめ問題と同様だが、その匿名性の高さや時間・場所を選ばない点、解決の確認が難しい点などを考慮する必要がある。

(1) 誹謗中傷等の削除方法

- ① 問題となっている掲示板等のURLを記録し、画面を印刷したり、デジタルカメラで撮影したりするなどして内容を保存する。
- ② 掲示板等の管理者に、運用方針に沿って削除依頼をする。ただし、管理者によっては、依頼内容を公開したり、個人情報悪用したりする場合もあるので注意が必要である。
- ③ 管理者が対応しない場合などは、インターネット接続業者に削除依頼をする。
- ④ 内容がエスカレートしたり、削除依頼をしても削除されなかったりする場合は、警察への相談も合わせて対応・検討する。

(2) 児童、保護者への対応

- ① 「ネット上のいじめ」により、命にかかわる深刻な問題が発生していることを教える。
- ② 携帯電話等を利用する際のルール、マナーを指導する。
- ③ 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、計画的な取組を行う。
- ④ 親子で、携帯電話が本当に必要かどうか、家庭内のルールなどについてきちんと話し合う。
- ⑤ フィルタリングを設定したりするなどの、保護者の責務について啓発する。
- ⑥ SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等での児童によるトラブルが起きないように、児童、保護者への情報モラル教育を行う。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

① 「連絡会」

毎週木曜日の連絡会の時間に全教職員で「気になる子ども」について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「生徒指導・心の教育委員会」

月1回、いじめ防止を含む生徒指導全般について、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭等で話し合いを行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導・心の教育委員会を開催し校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。

① 平山地区郊外生活指導連絡会

メンバーは、校長、教頭、生徒指導主任、PTA会長、育成部長、児童委員、校区公民館長、婦人部長、中学校、平山地区安心安全推進会で構成している。

毎年2回、青少年健全育成についての情報交換を行っている。

6 その他

- (1) いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施し、資質の向上と情報の共有化に努める。
- (2) 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性についての認識を広め、組織的に連携・協働する体制を構築する。